

特別経営強化指導計画

【宮古信用金庫】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 16 条第 2 項)

2026年1月



目 次

はじめに.....	1
1. 特別経営強化指導計画の実施期間.....	2
2. 経営指導方針.....	2
3. 指導体制の整備.....	2
4. 経営指導の内容.....	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策への指導.....	3
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導	4
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導	5
5. 経営指導のための施策.....	6
(1) 特別経営強化計画の履行状況の管理	6
(2) モニタリング	6
(3) 特別経営強化計画の履行を確保するために必要な措置	7
6. 協定銀行が保有する信託受益権の額およびその内容.....	9
(1) 信託受益権の額および内容	9
(2) 算定根拠	9
7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容.....	10
(1) 信託受益権の額および内容	10
(2) 算定根拠	10

はじめに

信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、協同組織金融機関である信用金庫の「中央金融機関」として、信用金庫の業務機能の補完や信用力の維持・向上に向けた諸施策に積極的に取り組んでいるところであります。

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、信用金庫業界においては、東日本大震災により被災した信用金庫（以下「被災信用金庫」という。）が地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって發揮していくことを支援するため、同年11月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）の特例措置を活用して資本供与を受けようとする被災信用金庫を対象とした業界の相互支援体制を確立いたしました。

信金中金は、2012年2月、東日本大震災により被災した宮古信用金庫（以下「当信用金庫」という。）が地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、金融機能強化法の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化いたしました。

当信用金庫は、東日本大震災直後には9店舗中7店舗の営業店が閉鎖を余儀なくされました。しかし、被害が軽微であった3店舗については、いち早く通常どおり営業を再開し、被災者への円滑な資金供給および貸付条件の変更等に対応するとともに、資本増強にあたり策定した「特定震災特例経営強化計画」に基づき、被災者の経営改善、事業再生および生活再建支援等に積極的に取り組み、被災地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に大きく貢献してまいりました。

この間、当信用金庫の主な事業区域である岩手県宮古市、山田町および釜石市では、災害公営住宅等の建設完了、2019年3月の三陸鉄道全線開通や2021年3月の宮古盛岡横断道路の全線開通、2021年度の三陸沿岸道路の全線開通等、インフラの整備は大きく進んでおり、復興へ向けた物流や人的交流の促進が期待される等、地域の復興に向けた着実な歩みが見受けられます。

しかしながら、主力産業である水産加工業においては、地域経済への貢献度の高い主要魚種の水揚高が著しく減少している中、震災により失った販路に代わる新たな販路開拓が思うように進まない状況にあり、主力産業の業績回復と販路拡大が重要な課題となっております。

さらに、中小企業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状態が続いており、取引先の経営改善、事業再生、事業承継および創業・成長分野等の新たな事業展開に向けた支援等、当信用金庫が果たすべき役割は益々重要なものとなっております。

このため、当信用金庫は、今般、特別経営強化計画を策定し、引き続き、金融機能の維持・強化および地域の復興・創生ならびに地域経済の活性化に向けて、特別経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでいくこととしております。

信金中金は、特別経営強化計画に対応する新たな「特別経営強化指導計画」を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が特別経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復興・創生に向けた当信用金庫の取組みを継続的かつ全面的に支援してまいります。

1. 特別経営強化指導計画の実施期間

当信用金庫は、法附則第16条第1項に基づき2025年4月から2030年3月までの特別経営強化計画を策定していることから、信金中金は同条第2項に基づき、同期間の特別経営強化指導計画を策定し、当信用金庫の特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて支援してまいります。

なお、今後特別経営強化指導計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告してまいります。

2. 経営指導方針

信金中金は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じた管理および指導・助言等、特別経営強化指導計画に掲げた施策を適時・適切に実施することにより、当信用金庫の健全な業務運営のもとでの着実な特別経営強化計画の履行を支援するとともに、地域の復旧・復興および地域経済の再生に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

3. 指導体制の整備

信金中金は、東日本大震災からの復旧・復興支援に資するため、2011年4月1日付で営業推進部内に復興支援対応室を設置し、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携による各種支援策を実施してまいりました。

こうした中、信用金庫業界においては、被災信用金庫が地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮していくことを支援するため、2011年11月、金融機能強化法の特例措置を活用する場合に備えた業界支援の枠組みを構築し、信用金庫業界の相互支援体制のさらなる充実・強化を図りました。

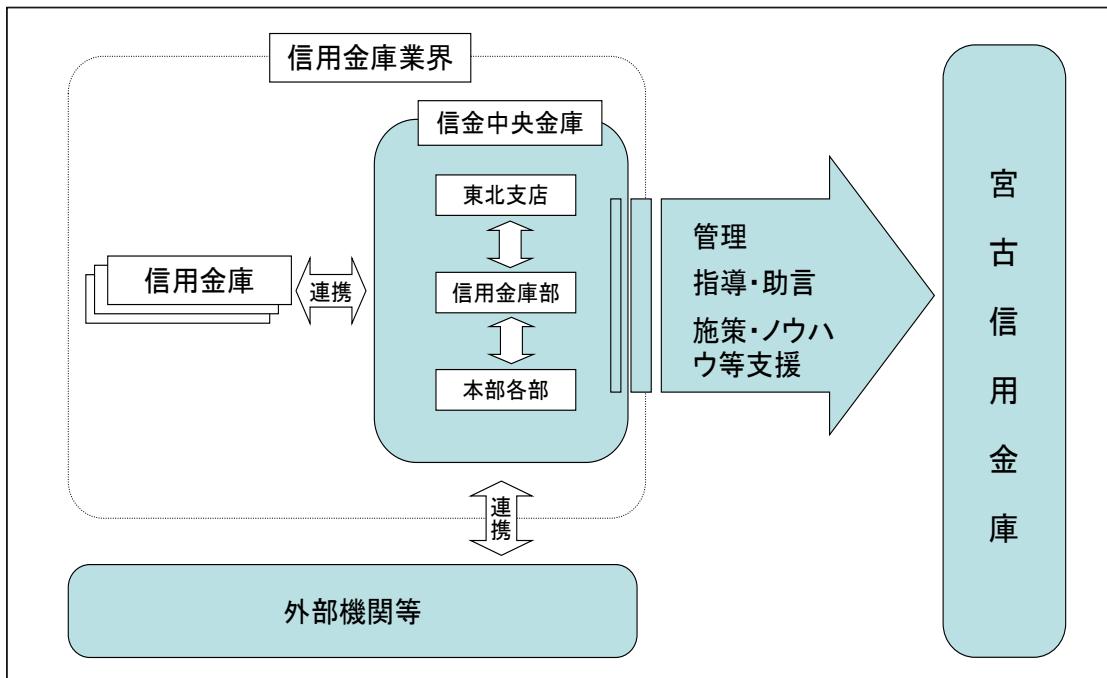
また、信金中金は、2012年4月以降、所管部署である信用金庫部に特定震災特例経営強化計画の実施状況等の管理・指導等に係る担当者を配置するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣する等、指導体制を整備しております。

今後、信金中金では、引き続き、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携を図ってまいります。さらに、地域・中小企業推進部やしんきん地域創生ネットワーク㈱等、各分野の専門的なノウハウを有する本部各部・子会社および東北支店が一体となって、当信用金庫の特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援に取り組んでまいります。

なお、特別経営強化計画および特別経営強化指導計画の実施状況については、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会(*)に報告し、適切に管理してまいります。

* 資本増強制度運営委員会とは、信用金庫業界の資本支援制度の適正かつ円滑な実施を図るため、信金中金理事会の下部機関として設置された機関です。

【図表】管理および指導・助言に係る体制



4. 経営指導の内容

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策への指導

信金中金は、当信用金庫が実施する中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に資するため、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策への指導

当信用金庫では、本店内の「みやしん相談プラザ」(2014年10月開設、2024年6月駅前支店から移転) および山田支店内の「みやしん山田相談プラザ」(2017年4月開設)において、お客様からの融資の各種相談等にきめ細かに対応しており、今後も引き続き、相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制への指導

当信用金庫では、理事会および常務会において、営業店における与信状況や計画に掲げる施策の実施状況など、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を報告し、取組みが十分でないと認められる場合には、担当部門に対して、要因分析及び具体的な対応策の検討・企画立案を指示しています。

信金中金では、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策への指導

当信用金庫では、経営者保証に関するガイドライン等の趣旨や内容を十分に踏まえ、取引先との丁寧な対話により適切な対応に努めています。

また、融資の返済等に支障をきたしている取引先からの相談に対して、約定弁済の一時停止や貸付条件の変更などに柔軟に対応しているほか、岩手県産業復興相談センター等の外部機関と連携して、被災者の事業再生に向けた計画の策定等支援に取り組むこととしております。

信金中金では、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

信金中金は、当信用金庫が実施する被災者への支援に資するため、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 相談機能の強化等に関する方策への指導

当信用金庫では、本店内の「みやしん相談プラザ」および山田支店内の「みやしん山田相談プラザ」において、お客様からの各種相談等にきめ細かに対応しているほか、外部機関等の専門的なノウハウの積極活用により、取引先の課題解決支援および地域の復興・創生に取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、相談機能の強化等に関する方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 復興支援関連商品等の提供・推進に関する方策への指導

当信用金庫では、東日本大震災直後からプロパー融資商品の拡充を図るとともに、信用保証協会の制度融資の活用等、地域の復興・創生に向けた資金需要に積極的に対応しており、今後も引き続き、取引先の資金ニーズに適切に対応するため、既存商品の見直しや新商品の開発・提供等、円滑な資金供給に努めることとしております。

信金中金では、定期的に、または隨時行うヒアリング等を通じ、復興支援関連商品等の提供・推進の状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 地方創生に向けた支援に関する方策への指導

当信用金庫では、本店所在地の宮古市をはじめとする地方公共団体と地域活性化等に資することを目的とする「地方創生に関する連携協定」を締結する等、地方公共団体および地域関係者等との連携強化を図っており、今後も引き続き、地域の復興・創生に向けた取組みを積極的に推進することとしております。

信金中金では、定期的に、または隨時行うヒアリング等を通じ、当信用金庫の地方創生に向けた支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

二. その他の施策に関する指導

信金中金は、定期的に、または隨時行うヒアリング等を通じ、当信用金庫が特別経営強化計画に掲げた上記イ～ヘ以外の施策の実施状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

信金中金は、当信用金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するため、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導を行ってまいります。

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策への指導

当信用金庫では、地域における雇用機会の創出および地域経済の活性化に資するため、営業店と本部が連携し、新規創業や新たな事業分野の開拓を目指す事業者に対して、経営相談、指導・助言、セミナーの開催および経営情報の提供等を行っており、今後も引き続き、創業・新事業開拓支援に係る取組みを積極的に推進することとしております。

信金中金では、定期的に、または隨時行うヒアリング等を通じ、創業・新事業開拓支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化の方策への指導

当信用金庫では、提携する専門家による助言や補助金を活用しながら、取引先の新規事業進出等の課題解決支援に取り組んでいます。また、取引先の販路開拓・拡大等に資するため、信用金庫業界のネットワークを活用して開催されるビジネスフェアや個別商談会への出展機会を紹介・提供しており、今後も引き続き、当該取組みを積極的に推進することとしております。

信金中金は、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 早期の事業再生に資する方策への指導

当信用金庫では、中小企業活性化協議会および岩手産業復興機構等の外部機関の活用や弁護士等の外部専門家との連携を図りながら事業再生計画の策定を支援するなど、取引先の早期の事業再生に向けて取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、早期の事業再生に資する方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

二. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策への指導

当信用金庫では、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部機関との連携により、取引先の事業承継支援に取り組んでいます。

また、しんきんキャピタル㈱が運営するしんきん事業承継コンソーシアムを活用し、取引先からの相談に適切に対応しています。

信金中金は、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じ、事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

5. 経営指導のための施策

(1) 特別経営強化計画の履行状況の管理

信金中金は、当信用金庫より、定期的に、または随時提出を受ける報告により各種施策の実施状況および課題の把握に努め、特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 特別経営強化計画の履行状況報告

信金中金は、当信用金庫より3月末、9月末を基準日とする「特別経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、各種施策の実施状況および課題を把握し、特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、指導・助言を行ってまいります。

なお、「特別経営強化計画履行状況報告」は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

ロ. 隨時報告

信金中金は、上記イおよびロの報告に加え、信金中金が必要と認める場合は随時に、業務および財産の状況に係る報告等の提出を受け、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

ハ. 特別経営強化指導計画の履行状況報告

信金中金は、3月末、9月末を基準日とする特別経営強化指導計画の実施状況を、金融庁に報告してまいります。

なお、当該報告は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

(2) モニタリング

信金中金は、リスク管理状況や経営状況に関して定期的に資料の提出を受けて行うオフサイト・モニタリングのほか、定期的に、または随時行うヒアリングや貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングを実施してまいります。

イ. オフサイト・モニタリング

(イ) リスク管理状況に関するモニタリング

a. 市場リスク

信金中金は、月次、四半期、半期毎に市場リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（市場リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
① 月末時点の評価損益の状況
② 四半期時点の有価証券の実現損益、リスク感応度、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）、自己資本に与える影響
③ 半期時点の大口有価証券の状況

b. 信用リスク

信金中金は、半期毎に信用リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（信用リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
① 業種別の与信状況、金額の推移、ポートフォリオの状況
② 大口与信先の状況、金額の推移、自己資本額に対する割合の状況
③ 分類債権の状況、金額の推移、保全率の状況

c. 流動性リスク

信金中金は、四半期毎に流動性リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（流動性リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
預金等の状況

(ロ) 経営状況に関するモニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営状況を把握するため、以下の経営管理資料の提出を受け、自己資本、資産内容、経営基盤、収益性等について預金量規模別や地区別に比較する等のモニタリングを実施してまいります。

分析結果は、年度毎に「経営効率分析表」として、当信用金庫に還元してまいります。

経営管理資料
① 決算速報
② 業務報告書
③ 経営実態報告
④ 資産査定等報告書
⑤ ディスクロージャー誌

ロ. オンサイト・モニタリング

信金中金は、当信用金庫の特別経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況について、オンライン・モニタリングを通じて実態を把握するとともに、特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

オンライン・モニタリングは、ヒアリングおよび貸出金実地調査により行います。

ヒアリングは、「特別経営強化計画履行状況報告」等の報告を受けて、当信用金庫の経営陣および関係部門に対し、定期的に、または随時実施してまいります。

貸出金実地調査は、当信用金庫の自己査定の適切性を検証するとともに、債務者の実態把握、債務者に対する支援状況、潜在的な信用リスクの把握に努めてまいります。

（3）特別経営強化計画の履行を確保するために必要な措置

信金中金は、当信用金庫が特別経営強化計画に掲げた各種施策の円滑かつ確実な実施に向けて、以下の必要な措置を講じてまいります。

イ. 人的支援の実施

当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣し、特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

ロ. 中小企業に対する経営支援等の取組みの支援

信金中金は、中小企業のライフステージや経営課題に応じた各種ソリューションの提供を通じ、当信用金庫が行う中小企業に対する経営支援等の取組みを支援してまいります。

ハ. 人材育成への支援

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画を円滑かつ確実に実施していくうえで必要となる中小企業金融等の専門知識を有する人材の育成ニーズに応えるため、当信用金庫主催の各種研修等への講師派遣および各種情報の提供等によるサポートを行っています。

また、信用金庫役職員向けの実務研修プログラムやe-ラーニングシステムを整備しており、それらの活用を勧奨し、当信用金庫の人材育成を支援してまいります。

二. 取引先の販路拡大等支援

信金中金は、信用金庫業界のネットワークを活用し、当信用金庫の取引先を対象とするビジネスフェア・個別商談会の開催等の支援を通じ、取引先の販路拡大や海外展開等に向けた当信用金庫の取組みを支援してまいります。

ホ. リスク管理態勢強化の支援

信金中金は、当信用金庫に対し、ALM・リスク管理支援および有価証券ポートフォリオ分析を通じ、統合的リスク管理態勢の強化を支援してまいります。

ヘ. 地方創生に向けた取組みへの支援

信金中金は、しんきん地域創生ネットワーク(株)が提供する各種メニューの活用等を通じ、当信用金庫の地方創生に向けた取組みを支援してまいります。

ト. 指導体制の整備

信金中金は、当信用金庫の特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援を行うため、2012年4月以降、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る担当者を配置すること等により、指導体制の整備を図っております。今後も引き続き、信用金庫部を中心に各分野の専門的なノウハウを有する本部各部・子会社および東北支店が一体となって、特別経営強化計画の実施状況および課題の把握に努めてまいります。

6. 協定銀行が保有する信託受益権の額およびその内容

協定銀行が保有する信託受益権の額およびその内容については、以下のとおりです。

(1) 信託受益権の額および内容

項目	内 容
1 信託	宮古信用金庫優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 信託設定時信託財産	宮古信用金庫優先出資証券 100 億円
4 信託設定時元本	85億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」ただし、日本円 TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012年2月20日
8 受益権譲渡日	2012年2月20日
9 信託予定期間	28年（2040年2月）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される。
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。
12 譲渡	可
13 委託者	信金中央金庫
14 受託者	信金中央金庫（※）
15 受益者	整理回収機構（預金保険機構からの委託）
16 信託報酬	委託者負担

（※）2017年7月31日付で（株）しんきん信託銀行から信金中央金庫に受託者交代しております。

(2) 算定根拠

当信用金庫が十分な自己資本を確保し、被災債権に係る潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、東日本大震災からの復興・創生需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は100億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し85億円の信託受益権の買取りを求めたものです。

協定銀行が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額としております。

7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容

信金中金が保有する信託受益権の額およびその内容については、以下のとおりです。

(1) 信託受益権の額および内容

項目	内 容
1 信託	宮古信用金庫優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 信託設定時信託財産	宮古信用金庫優先出資証券 100 億円
4 信託設定時元本	15億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」ただし、日本円 TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012年2月20日
8 受益権譲渡日	2012年2月20日
9 信託予定期間	28年（2040年2月）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される。
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。
12 譲渡	不可
13 委託者	信金中央金庫
14 受託者	信金中央金庫（※）
15 受益者	信金中央金庫
16 信託報酬	委託者負担

（※）2017年7月31日付で（株）しんきん信託銀行から信金中央金庫に受託者交代しております。

(2) 算定根拠

当信用金庫が十分な自己資本を確保し、被災債権に係る潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、東日本大震災からの復興・創生需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は 100 億円の優先出資を受け、信託受益権化した上で、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し 85 億円の信託受益権の買取りを求め、残額の 15 億円の信託受益権を信金中金が保有するものです。

信金中金が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額としております。

以 上

内閣府令附則第 26 条第 1 号に掲げる書類

- 法附則第 16 条第 1 項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 16 条第 1 項の規定による認定を申請する理由を記載した書面」

2026年1月29日

岩手県宮古市向町2番46号

宮古信用金庫

理事長 斎藤 浩司

東京都中央区八重洲1丁目3番7号

信金中央金庫

理事長 柴田 弘之

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第 16 条第 1 項の規定に基づき、宮古信用金庫（以下「当信用金庫」という。）および信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、当信用金庫の経営が改善した旨の認定を申請いたします。なお、本件申請に係る理由は下記のとおりです。

記

当信用金庫は、岩手県宮古市、釜石市、下閉伊郡全域（山田町、岩泉町、田野畑村、普代村）および上閉伊郡大槌町を事業区域とする信用金庫として、1927 年の設立以来、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全な経営に徹してまいりました。

しかしながら、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により当信用金庫自らが被災するとともに、当信用金庫の取引先も甚大な被害を受けたことから、法附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、2012 年 2 月 20 日に法第 26 条に基づく信託受益権の買取りを受け、自己資本の充実を図っております。

現在、当信用金庫の事業区域における地域インフラは震災以前の状態まで回復しつつあるものの、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しく、金融仲介機能の発揮および地域経済の活性化に向けて、当信用金庫が果たすべき役割は益々重要なものとなっております。

このため、当信用金庫および信金中金は、当信用金庫が法附則第 16 条第 3 項に定める認定の要件を充足するとの認識のもと、法附則第 16 条第 1 項の規定による認定を申請いたします。

以上